

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（1号機原子炉建屋大型カバーの設置等）に係る面談
2. 日時：令和3年6月28日（月）16時05分～17時30分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
新井安全審査官、久川係員
高木技術参与（テレビ会議システムによる出席）
審査グループ 地震・津波審査部門
千明主任安全審査官
江崎企画調査官（テレビ会議システムによる出席）
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プール燃料取り出しプログラム部
1号カバー設置プロジェクトグループ 担当2名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（1号機原子炉建屋大型カバーの設置等）について、資料に基づき以下の説明があった。
 - 実施計画変更申請の目的・概要
 - ◇ 1号機の燃料取り出しについては、ダスト飛散対策等の観点から、原子炉建屋を覆う大型カバー（以下「大型カバー」という。）を設置し、大型カバー内でガレキを撤去した後に、内部カバー及び燃料取扱装置を設置し、使用済燃料プールから燃料取り出しを実施することを計画していること。
 - ◇ 本申請の目的として、大型カバー及びガレキ撤去用クレーンの設置に加えて、大型カバーを設置するにあたって支障となる既存の原子炉建屋カバーの解体が2021年6月に完了したことから、既存カバー解体に伴う記載の適正化を行うこと。
 - ◇ なお、本申請（STEP1-1）のほか、大型カバー内に取り付ける換気設備等の設置（STEP1-2）や、大型カバー設置後のガレキ撤去方法（STEP2）、ガレキ撤去後のオペレーティングフロアの遮蔽方法（STEP3）、除染・遮蔽後の内部カバー及び燃料取扱設備の設置等（STEP4）に係る実施計画の変更については、段階ごとに実施計画の変更申請の提出を予定していること。
 - 設計概要及び設計条件
 - 措置を講ずべき事項への適合性
 - 大型カバーの設置に向けた工程スケジュール
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認し、以下についてコメントするとともに、次回以降の面談において、申請内容の詳細等について確認していくこととした。
 - 1号機の燃料取り出しに向けた計画については、段階ごとに実施計画の変更申請を提出することとしているが、どの段階で何を設置または変更しようとしているのか、計画の全体像、設計仕様の相互関係、燃料取り出し開始

迄の工程等がわかるよう整理して示すこと。

- また、本申請（STEP1-1）に引き続き、大型カバー内に取り付ける換気設備等の設置（STEP1-2）に係る実施計画の変更申請を行うとしているが、審査期間及び認可希望時期が重なることから、本申請の補正として提出することができないか検討すること。
- 大型カバーを設置するにあたって先行して組み立てることとしている仮設構台について、本申請において設置する大型カバーとの関係を整理して説明すること。
- 既に設置されている3，4号機原子炉建屋カバーとの比較を整理して説明すること。

6. その他

資料：1号機燃料取り出し用カバーのうち大型カバーの設置について